

○議長（中本正人君）順番3、11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）朝から19番議員、12番議員と議場を暖めていただきました。ここで3番目のバッターとしてゲッター打ったりせんように、ここから先、一般質問される方にごんごん伝えていきたいと思ひます。

それでは、時間もありないので、早速通告に従い一般質問を行います。

まず1項目め、都市計画道路見直し及び今後の道路行政について。この内容なんですけれども、建設部長とは、もう昨年来ずっとお話しさせていただいておる内容なんですけれども、今ここで方向性を聞きたいと思ひます。

未着手都市計画道路の見直しについて、市民向けのパブリックコメントの募集が行われた。都市計画道路以外の道路が整備されたことや、人口減少、将来交通量の減少、計画地域に建築制限がかかり、いつまでも未着手のまま放置できないといった現状を考えると、都市計画道路の見直しはいたし方ない。

計画当時、市内には狭隘な道路が多いことや、JRのトンネルにより緊急自動車の乗り入れが難しい地域があるなど、都市計画道路の必要性について、該当地域の住民や地主にきめ細かく説明が行われたと聞いている。

しかしながら、今回の見直しによる住民説明が全くといっていいほど行われていない。最終決定については都市計画審議会に諮られるが、それまでに該当地域の住民や地主に十分な説明や代替案、そして都市計画見直し後の道路行政についてなどを示す必要があると考える。

そこで、以下の質問を行います。

①未着手都市計画道路の見直しに至った背景について。

②存続候補と廃止候補の選定理由について。

③住民説明について。

④見直し後の代替案、交通弱者対策・緊急自動車の乗り入れ・市道としての計画について。

2項目め、収入未済額削減策について。これは債権管理なので、私も今回で3回目になります。

債権管理条例の制定や債権回収対策室の設置により、本市の債務整理に期待が膨らむ。私は、税もあわせて一元管理が必要と考えているが、法的な部分や人員の問題で難しいのは理解している。

本市の債権管理を調べてみると、督促が適切に行われているのか、いわゆる「怠る事実」になっていないか、税や使用料等の平等性の観点から、延滞金や遅延損害金を適切に徴収しているのか、配当要求のための債務名義の取得は行っているのかなど、気になる点が多々ある。

債権回収対策室の人数は限られており、債権及び事由を完全に把握し、その対策を講じることが時間がかかるであろう。しかし、債権は生き物であり、スピードが要求されるため、対策室が行動しやすい方策を早急に構築し、まず3年での債権整理を行う体制をつくらねばならない。

よって、以下の質問を行う。

①債権回収対策室の事務分掌について。

②債権回収対策室の現状について。

③平成26年度決算時の税・強制徴収公債権、非強制徴収公債権・私債権の不能欠損について。

て、件数及び金額・その事由について。

- ④延滞金及び遅延損害金の徴収について。
- ⑤財産調査権の行使について。
- ⑥督促及び催告通知の発行時期について。
- ⑦名寄せについて。
- ⑧滞納整理システムの構築について。

以上で壇上からの質問を終わります。明快な答弁、よろしく願いいたします。

○議長（中本正人君）11番 田中君の質問項目1、都市計画道路見直し及び今後の道路行政に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（埴阪 隆君）登壇〕

○建設部長（埴阪 隆君）1点目の、未着手都市計画道路の見直しに至った背景についてお答えします。

近年、少子高齢化や人口の減少が進行する中、自動車交通量も減少することが予想されています。また、経済の停滞により財政状況も逼迫するなど、社会経済状況は大きく変化しています。こうした変化に合わせ、都市計画の方向性も拡大基調、成長型から都市機能の集約・コンパクトシティー等の成熟型への転換が求められています。

本市の都市計画道路は、これまで街路事業などにより継続的に整備に取り組んできたものの、長期間にわたり未着手となっている路線があり、計画道路区域内では長期に建築制限を課すなど、土地利用に影響を及ぼしてきました。

こうした背景のもと、社会情勢の変化に対応した、真に必要で実現性のある都市計画道路を見きわめる必要があるため、今回、都市計画道路の見直しを行いました。

2点目の、存続候補と廃止候補の選定理由についてお答えします。

都市計画道路のうち、整備中及び整備完了路線を除く全路線を見直し対象路線とし、ま

ず、必要性の検証を行い、必要性の認められた路線については引き続き実現性の検証を行いました。最終的に実現性が高いと判断された路線を存続候補とし、それ以外を廃止候補と位置付けています。

なお、必要性の検証では、上位・関連計画への位置付け、路線機能として、都市間連絡機能、交通拠点アクセス機能、土地利用支援機能、都市防災機能、交通処理機能、公共交通支援機能の各項目について評価を行っています。

また、実現性の検証では、施工上支障となり得る物件等の有無、現道の機能の状態、隣接道路の状態、現道・隣接道路での局部改良の可能性、将来交通量予測の各項目について評価を行っています。

3点目の、住民説明についてお答えします。

都市計画道路の見直しでは、市民の方々への情報発信と、意見をいただき反映することを目的に、昨年12月にパブリックコメントを実施しました。また、今後は公述人の申し出により公聴会の開催を予定しています。さらに、法に基づく見直し案の縦覧の際には、意見書提出の機会を設けることになっています。

なお、今後は関係住民等の方々の意見を直接お聞きするために、また、ご理解をいただくために、説明会を開催していきたいと考えています。

4点目の、見直し後の代替案についてお答えします。

計画見直し後の交通弱者対策や、緊急自動車の乗り入れ等の課題については、関係各課との連携を図り、対策を検討したいと考えています。

また、道路に係る課題については、従来の市道の修繕、改良工事等によって、関係住民の方々の協力を得ながら対策を講じてまいります。

○議長（中本正人君）11番 田中君、再質問ありますか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。

今、説明いただきましたことは全て理解できておりますし、私もそのように感じておるんですけども、まず一つ目の質問といえますか、結局、ほかの自治体で、今回の見直しに至る前に、やはりいつまでも未着手で置いておいたために訴訟が起こって、そろそろその枠外してくれよというのもあったことで、今回の見直しが始まったというふうに思うんですけども、逆に、ずっと建築制限がかかって、例えばここに家を建てたいんやけども、移動して下さった方もいらっしゃいますし、また、土地をほんまは売ってたかったと。そやけども枠にかかっている計画地やったがために売れなかったというのも話としては聞きます。

また、昭和40年代、50年代になるんですかね、一番最初の計画ができた頃は、土地の権利者であったり、地域の住民に相当きめ細かな説明がなされていたというふうに思うんですけども、そこで、一点確認のためにお伺いしたいのが、計画道路になった段階で、例えば財政的な優遇措置であったり、その土地を使えない、あるいは制限がかかる中で、権利者に不利益にならんような、そんな対策とかあったんかなということについてお伺いいたします。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）お答えします。

これまでの間、そういった面での優遇措置等については行っておりません。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ということは、道がつくかもしれない、すごいその地域、権利者と

しては期待があった反面、30年、40年と今までこういう形になってきたということで、その土地に対して財産価値が損なわれてしまっていたんですね。

今回、この見直しが始まって、要はここから先、外れた地域については自由にしていいですよというのになる反面、じゃあ今までどうやったんよと。うち、こうやって家建てたかったけど、当時、町なんか市なんか、今は現状なんかは別として、話をしたら、いや建築制限かかっているんで、もし道がつながったときは撤去してくださいねとか、聞くところによると、ほぼやめたほうがいいよというような行政からも指導があったというふうに聞いております。

やはり、今回この計画が出てきて、ここから先、都市計画審議会に諮りという順番になっていきますけれども、せめて権利者さん、まずは権利者さんに、ここまでの理由の説明とかが要るんじゃないかなと。皆さんが100%納得してくれるとは、それは難しいと思うんですけども、やはりこういうことになった、至った背景、こういう事情で仕方ないんや、いつまでも計画置いとけれへんのやという、権利者への説明というのが要るん違うんかなと。今まで、やるときは結構細かくやってきておったんで、じゃあやれへんなった場合もやってほしいなど。

パブリックコメントとかという話もされましたけれども、年配の方が多いんですね、その権利者の方。ですから、ホームページとか、はっきり言って見てないと思います。現状はわからないと思うんです。ですから、権利者への説明という部分を、少し答弁いただけますでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）壇上でも申し上げましたけども、今後につきましては、地域で

の説明会、詳細についてはまだ決まってお
りませんが、開催していきたいと思っ
ております。また、公聴会の実施、それ
から案の縦覧の際には、ご意見等を
いただく機会というのもございます。

今後につきましては、できる限りそう
いった情報を提供させていただきとい
うことと、丁寧なそういう説明を
尽くしていきたいというふうに考
えております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ぜひ、ほんまに
丁寧にやってもらわんと、逆にそこ
から変なことが起こったりという
のも考えられるので、ぜひよろしく
お願いいたします。

次、また再質問しますけれども、
通常、例えば市道の修繕とかやっ
たら、区長さん通じてやってくだ
さいねとかと言われるんですけども、
今回この見直し案が出てきた段階
で、時期が早いと言われたらそれ
までかもわからんのやけども、私
個人の考えとしては、こういうの
もやはり区長さん、区長理事会と
かに落としていくべきかなと思っ
てます。ちょっとそこらもされて
ないような気が現状するんです
けども、落とされてるんですかね。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）今回の見
直しにつきましては、市民の方への
影響とか、非常に関心の高いこと
だというふうに思っております。

現状としては、まだ区長理事会の
ほうにもお伝えしてませんが、今
後、説明会等するにあたりまして
は、区長理事会のほうにもこう
いった内容についてのご説明、報
告をさせていただきたいという
ふうに思っております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）よろしく
お願いいたします。

続いて、どうしてもこの橋本市全
体を見渡したら、狭隘な部分があ
るというところ、緊急自動車、特
に救急車とかは、橋本消防も軽
の救急車入れてくださいましたし、
伊都消防に関しても、来年度中
には軽の救急車が入るといふ
ふうには聞いております。

しかしながら、それでも、例えば
消防車に関しては正直難しい、現
状では難しいというふうに感じ
ておるんです。例えば、高野口
の大野のほうであつたら、JRの
トンネルがあるためにほとんどの
車、大きい車も入れないんです
よね。となつた場合、見直して今
までの狭い道のまま残るんですけ
れども、特に通行困難な箇所へ
の緊急自動車ということに限定
して、道路という面で考えた場
合に、見直し後の対応というん
ですかね。例えば、部分拡幅する
であるとか、せめてここまでは
車が入れるようにしようとか、
これはもちろん、その土地の権
利者との協議も必要だといふの
はわかっておるんですけれども、
そのあたりで見直し後の対応
というのは、どのようにお考え
でしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）都市計
画道路見直しを行いますと、今
後の整備については、市の単
独事業としてやっていく必要
があるかというふうに思っ
ております。

そういうことですので、な
かなか新設道路であります
とか、全線の拡幅とかとい
うことにつきましては困難
かなとも思っております
けども、そんな中で、今
議員のほうからもご意見
いただきましたけども、
部分的な改良であります
とか改修、そういったこと
が現実的な対策ということ
になるかなというふうに
思っております。

で、地元のほうからも
ご要望もいただき、また、
用地等の提供という
ようなご協力もいただき
ながら、今後、財政
厳しい中で非常に

限られた中ではございますけども、どういったことができるのかということについては、検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）用地提供という話もありましたけれども、やはり当初、都市計画道路やったら補助金もついて、ひょっとしたら買い上げてくれるかもしれないというのもあって、そういう部分で今まで移ってきたということは、土地の権利者の方にはすごい不利益があったというふうに考えられますので、もちろん部分拡幅、市の財政状況もわかりませうけれども、きっちりと話を詰めていただいて、はっきり言うて、今市が土地買うの無理やでというのもようわかるんですけども、話は詰めていっていただきたい。できるできらんは別として、話は聞いていっていただきたいと思います。

次に、ごみ収集の部分で少し質問するんですけども、今後ステーション化が進んでいく中で、恐らくこれ、ステーション化ということになってきたら、パッカー車でとりに行きたいということがあるかと思うんですけども、やはり市内すごい広いです。地域によってはパッカー車が入るところまで道が狭すぎて入れへんというのものもあるし、うちの近所でもよくあるんですけども、ごみ持っていったらどうかというても、年配の方、結構ごみ見られるの嫌がったりして、というのが多くなって、福祉収集まではいかないまでも、やはり距離が出てくるところってあるかと思うんです。ステーション化されたところまで。

実際、今後この後、計画が進んでいくかと思うんですけども、地域性も考慮して、パッカー車だけでなく軽の自動車での回収も、また同じように進めていくのかどうか、お伺いできますでしょうか。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）現在、パッカー車が通行できないような狭隘な道路、それについては軽自動車による収集というものは行っております。また、パッカー車が近接できる箇所へのステーションの位置変更ということも、区自治会へお願いして、ご協力いただいております。

最終的には、軽自動車での収集ということについては廃止したいと考えてはおりますけども、各区自治会の道路状況等、課題も山積しております。それらについても、地区の皆さまと協議しながら今後進めていきたいと考えております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）よろしく申し上げます。

特に、例えば、ほんまトンネルの話ばかりしてあれなんですけれども、実は区またいだら、すっとスムーズに入れたりするところもあつたりするんです。ただ、区同士ってなかなかうまく話し合いが進まないところとかもあつて、結局、ひょっとしたら、うまいことしたらパッカーでもいけるのかなというところも何箇所かあるかと思うんですけども、区同士の話し合いってなかなかうまいこと進んだりしないところもありますので、もしそういうのが出てきた場合、市に間に入ってこれよというのは難しいかもしれないんですけども、ただ、助言的な立場であつたりとかというのも、やっていただけたらするんじゃないかな。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

○市民生活部長（田中忠男君）集積箇所等については、基本的には区自治会単位で決めていただくというのがあるんですけども、今、議員のご質問のとおり、区をまたいだような集積箇所、これについては基本的に区同士の話し合いをしていただきたい。

のに、道がないということで自治会も区切れてる。ちぎれてるということになってるんですけれども、今のような話、今後の都市計画道路の見直しとともに、市単独でも何らかの形はやっていかならんかなというふうに思うんですけれども、そのあたりについて、この道に限定して申しわけないんですけれども、例えば、地元の区長さんであつたりとかというの、今後、話しされていく予定等はあるんでしょうか。

○議長（中本正人君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）先ほどからご指摘いただいている線につきましては、都市計画道路の西之島伏原線の一部ということになっておるわけでございますけれども、今回この区間につきましては、廃止となる都市計画道路の代替機能を果たすことができるのかと思っております、優先順位のほうは非常に高いルートかなというふうには思っております。

過去に区長様のほうにもご説明させていただいた経緯もございますので、なかなか、実現ということになりますと財政面のこともありますし、先ほどから申しておるような用地の関係もございますけども、まず今回決定をいたしましたら、地元の区長様のほうに再度ご説明をさせていただき、協議も進める中で今後の検討は進めたいというふうに思っております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）優先順位が高いとか言うてくれたんで、あまりこれ以上言うのもあれかなと思いますので、ぜひ地元ときちりと協議して、もちろん市の考え、地元の考えというのは、合えへんところは出てくるかと思うんですけれども、それでも、できるできないという、変に先延ばしするんじゃないで、話を詰めていってもらいたい。あかんとは

あかん、できるならできるというのも、きちり詰めてもらわんと、結局、いつまでも期待して、今回の都市計画道路と同じように何もいまま終わってしまうというのが、一番住民にとっても不利益になる、権利者にとっても不利益になる、市にとっても不利益になるというふうに思いますので、ぜひきちりと話をしてほしい。で、市の考えも伝えてもらって、地域の考えも聞いて、その中で答えを出していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1 問目終わります。

○議長（中本正人君）この際、11番 田中君の質問項目2、収入未済額削減策に対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

11番 田中君の質問項目2、収入未済額削減策に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）収入未済額削減策についてお答えします。

まず、1点目の、債権回収対策室の事務分掌については、橋本市事務分掌条例施行規則に、1、税外債権の徴収及び管理に関すること。（所管する課から移管されたものに限る。）、2、債権の徴収強化に係る指導、相談及び研修に関すること。3、その他債権の徴収及び管理に係る総合的な調整に関すること、と定めています。

次に、2点目の、債権回収対策室の現状については、昨年12月に、税を除く債権について担当課とのヒアリングにより現状把握を

行い、次に、橋本市債権回収対策本部で策定されていた橋本市債権管理マニュアル（案）を、平成27年12月議会で制定された橋本市債権管理条例と整合するよう一部見直した上で、関係各課へ配布しました。

また、平成28年4月から本格的に債権回収を行うための債権移管について、移管基準の策定、移管手続きの説明会を1月20日に開催し、移管対象案件の個別詳細の聞き取りや協議を重ねています。また、債務者には、債権回収対策室への移管を予告する移管予告書兼催告書を各所管課から送付し、事前納付を促します。それでも反応がない案件について、3月下旬には引き受ける予定です。

さらに、並行して橋本市債権管理条例による債権放棄を適正に行うため、橋本市債権回収対策本部規程へ私債権等の債権放棄の適否についてを追加し、各所管課から抽出された放棄案件について、債権管理条例の運用を庁内で統一するため、2月23日に本部会議を開催しました。この結果を受け、所管課において、債権放棄や不能欠損の決済及び会計上の手続きを3月末までに行う予定です。なお、債権放棄については6月議会で報告させていただきます。

次に、3点目の、平成26年度決算時の不能欠損についてですが、市税の不能欠損は707件、3,357万8,546円で、事由別には、死亡及び行方不明が240件で1,595万7,103円、生活保護が37件で110万9,710円、倒産が2件で35万8,243円、差押財産無し及び生活困窮が428件で1,615万3,490円となっています。

国民健康保険税の不能欠損は565件、3,016万50円で、事由別には、死亡及び行方不明が65件で682万6,313円、生活保護が34件で149万1,461円、差押財産無し及び生活困窮が466件で2,184万2,276円となっています。

強制徴収公債権の不能欠損は2,089件、

1,279万8,423円で、事由は消滅時効の完成となっています。

非強制徴収公債権の不能欠損は1件、2万6,700円で、事由は消滅時効の完成となっています。

私債権の不能欠損は22件、30万5,450円で、事由は使用者死亡による消滅時効の完成が20件、27万5,146円と、自己破産による免責が2件、3万304円となっています。

次に、4点目の、延滞金及び遅延損害金の徴収についてですが、平成26年度決算において、延滞金については、市税で3,541万9,493円、国民健康保険税で2,100万586円、後期高齢者医療保険料で1万4,100円、介護保険料で1万200円を徴収しています。遅延損害金については徴収していません。

次に、5点目の、財産調査権の行使についてですが、税と強制徴収公債権のうち、納税課担当の債権については税法等で調査権が与えられていますので、もちろん行っていますが、私債権については調査権がないため、債務名義を取得し、強制執行の手続きを行っていく必要があると考えています。

次に、6点目の、督促及び催告通知の発行時期についてですが、督促状は、地方自治法等に基づき、各所管課において納期限後20日から40日の間で発送しています。催告は、各所管課のマニュアル等により、随時4カ月に1回、3カ月に1回及び年2回の発送をしています。なお、督促等について一部発送できていない債権もあるため、対策室において指導していきたいと考えています。

次に、7点目の、名寄せについてですが、税情報、個人情報の取り扱いが非常に難しく、単純に名寄せを行うことは困難であり、契約や分納誓約時同意を得て名寄せを行うにしても、一元管理が行えなければ効果が薄いとと考えています。

次に、8点目の、滞納整理システムの構築についてですが、債権回収対策室においては、期限付きの設置であること、また、基本的に債権の共同管理を行うこととなっていますので、費用対効果も勘案し、所管課のシステムを利用し管理を行っていく予定ですので、新たなシステムの構築は考えていません。

○議長（中本正人君）11番 田中君、再質問ありますか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）それでは、質問させていただきます。

まず、事務分掌についてなんですけれども、私もほかの自治体とかも調べさせていただきました。細かいところは相当細かく、例えば、訴訟の提起であったりとか、そういうところまでうたってますし、この、今、3行しかない橋本市の事務分掌を見た場合に、果たしてほかの課、回収室以外の課がどのような業務をしているのかとわかるのかなというのが、ちょっと疑問に思うんですけれども、そのあたりについて、職員の中で内容の徹底というのはできてるのかなという部分について、お伺いいたします。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）現行の事務分掌でも足りていると考えております。また、関係課に対しては債権回収対策本部で策定した債権管理マニュアルを配布しており、さらには、1月下旬に債権移管の説明会も開催しておりますので、現在のところ特に支障はないと考えております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）支障ないんやったらいいんですけども、見せてもらってよそと比べたら、あまりにも少なかったんで、よそがもっと細かくされていたので、この質問をさせてもらいました。

そこからいきますけれども、今現在、室で調査をされているということなんですけれども、いわゆる困難案件と呼ばれているのが大体何件くらいあるかというのと、その中で、市の中で多重債務に陥っている案件というのは何件ありますでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）移管案件のヒアリングによる移管予告・催告書の発送予定件数は21件あります。所管課から抽出された困難案件であると考えております。なお、所管課において案件の整理がまだできていないこともありまして、現時点での件数です。多重債務については、現状、名寄せができておりませんので、把握できておりません。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）そこなんですよね、結局。例えば、Aという債務者がおって、その方が、ここの部署では困難案件や、こっこの部署では困難じゃないと考えた場合に、今後これ、どのように取り扱うのかなというのがすごい疑問に思うんです。

といいますのも、例えば、同じ業務を各課ばらばらでやっていかなあかんというふうになっていくんですけれども、やはりここ、その先でも、名寄せのところでもう一回やるんで、今答弁はちょっとええんですけども、そこがやっぱり気になってるんで、また後ほど、それについてはやらせていただきます。

続いて、債権放棄の部分でお伺いしますけれども、例えば、死亡による相続放棄によって債権放棄が行われた場合に、税や強制徴収公債権は即時執行停止となるんですけども、それ以外の部分、例えば私債権、私債権も条例のあれなんですけれども、債権が繰り越しとなっているものがないかどうかな。時効の絡みがあるんで、今の条例ができて、ここから先はうまいことやっていけると思うんです

けれども、片やこちらは執行停止になった、でも、この分に関しては残っているよというように、時効が来てない分ですね。それらというのはどれぐらいあるんですかね。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）税部門につきましては、家庭裁判所への照会を行い、処理しておりますけれども、その他の所管課につきましては調査が不十分であるのが現状で、件数については把握できておりません。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ということは、現状では、債権管理としては正しいことができていないというふうになってしまいますよね。債権回収条例ができたので、今後は落としていきますけれども、結局、今までは、そのあたりもあやふやにされてきたのかなというふうに感じておりますが、いかがですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）これからは債権回収対策室が中心になりまして、債権の一元管理につきましては、現状の状況では厳しいと考えております。督促状や催告書を適切に発行するように債権回収対策室が指導いたしまして、回収困難案件については債務名義をとり、強制執行できるものは行い、回収見込みのない債権は適切な形で放棄し、滞納額の解消に努めていきたいと、こういうことを考えております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）今まで、議員側もそうですし、当局もそうなんですけれども、債権はやっぱりきっちりやっついこうという話で進んできてたかと思います。

しかしながら、先ほど答弁でもあったんですけれども、きちんと督促なり催告を出していない部署もあると。果たして、今、市がやろうとしている方向性というのが、職員全部

にきっちり伝わっているのかなというのがすごい疑問に思います。

特に、壇上でも言うたんですけれども、いわゆる「怠る事実」になってしまっている不能欠損がないかどうか。これ、住民監査請求入ったら、市長も相当しんどい立場になると思うんですけれども、これ、私はあると思うんです。きっちりと債権管理やっていない。督促も催告も出していない。そのまま時効が来て落ちてしまう。このあたり、どうですかね。実際あるかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）不能欠損についてのおただしですけども、公債権につきましては、消滅時効等の案件については不能欠損の決済を受け、会計処理を行っているところで。私債権については、債権管理条例が制定されましたので、債権回収対策本部会議を開催した上で債権放棄の決裁を経て、不能欠損の決済、会計処理の手続きとなります。

それから、催告書や督促状については、発送する時期がばらばらでございますので、債権ごとに入金確認や口座振替不能の取り扱いに差があるため、統一できていないところですけども、催告書が適切に発行されていない部署もあるようですので、今後、対策室の指導を徹底的に行っていきたいと思っております。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）いや、わかっているんですよ。わかっているんですよ。だから、結局、今までやってなかったでしょうということなんです。これ、もし、ほんま住民から訴訟起こされたら、市すごい大変ですわね。はっきり言うて。それが、私はいろいろ調べた結果、あったと思っておりますが、そこ、どうかなというふうに問うておるんです。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）確かに現状では、税であれば5年間たてば不能欠損処理をしていると。これにつきましては、納税課のほうで財産の差し押さえをして、時効の停止をしておるところですけども、税以外についても、そういう、例えば強制徴収公債権である、こども課の保育料についても、債権回収対策室での訴訟を参考に、各課のほうで対応できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）苦しいのはわかるんですけども、やっぱりこれは、私は、過去からあったというふうに思います。きっちりできてなかった。今まで議会のほうも、議員が自分らで名張市に調査に行ったりですか、一般質問もありましたし、また、総務委員会でも視察もやって、これはきっちりやっぺいこうという考えであったはずなのに、申しわけないですけども、当局側、所管課がそこまで考えついてきてないん違うかなというのが正直あるんです。ただ、今、部長、あったとかという答弁できやんと思うので、ここはきっちり、室ができたんであれば室を通じて指導していただきたいというふうに思います。

続いて、これは平等の観点から、延滞金や遅延損害金についてお伺いしますけれども、延滞金、税の部分は取れますわ。でも、それ以外、それと遅延損害金、こちらも条例なりでうたっていけば取っていけると思うんです。というのは、平等に払っている方、大多数の方が平等に払われているんですけども、結局、今、遅延損害金なりを取っていないということは、少々遅れてもええわという考えが出てくるかと思うんですけども、そのあたり、今後、条例なりでうたっていくという考えはありますでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）税外債権では、介

護保険料と後期高齢者保険料について確定延滞金の請求を行うことで、滞納処分での延滞金徴収は行っていますが、その他の債権については行われていません。平等の観点から、橋本市税、市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例もございますので、延滞金を徴収すること及び私債権についての遅延損害金についても、強制執行を行えば徴収することと考えておりますけども、条例制定により、率を定めることで可能となると考えられますので、条例制定についても今後検討してまいります。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ほんまに、それやっぺいかんと、やはり払わんでも、後から払っても、別に金額変わるわけでもないしということで、何もならんと思うので、そのあたりもきっちり条例で制定して、取れるような体制、これも取ることができるとうたわれてますので、ここはきっちりやっぺいほしいです。

続いて、去年の9月やったかな、保育料とかの件で強制執行のこともお伺いしたんですけども、これについては、健康福祉部長から今後も考えていきますということやったんですけども、その後、強制的な部分であったりですか、あるいは、保育料や生活保護の返還金については財産調査権というのが認められていますわね。そのあたりというのはされていますか、されてませんか。今後やる予定があるんかどうか、お伺いします。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、保育料の関係でございます。これについては、前回お答えいたしましたとおり、検討中ということで、現時点まだ強制執行には至っておりません。

それと、生活保護の関係、第63条、第78条関係でしたか、その債権についても強制執行

というところまでは至ってございません。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ちょっと厳しいこと言うようなんですけども、いつまで検討されますか。これ、ほんま具合悪いですよ。できるとなっておるんやから。9月に言うて、これからできるように検討していきますと答弁いただきました。で、もう5カ月、6カ月たってきた中で、まだ検討やっておる。これ、具合悪くないですかね。いかがですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ご指摘いただいたとおりと反省してございます。

ただ、保育料につきましては、徴収嘱託員を設置しておりまして、いわゆる訪宅による納付勧奨を随時行っておるというふうな、今までの経過がございます。そのようなことから、実際、執行するまでには、それなりの予告的なものも必要なかなというふうにも考えますし、もう一つは、強制執行するためには、当然、財産調査を行いまして、それなりの事務技術、これも必要になってございますので、今回、債権回収対策室ができたということで、そことの連携なり指導なり、そういうのを受けながらというのがまず考えてございます。

それと、もう一点、生活保護の関係につきましては、もともと財産がなかった方々という、何ていうか素地もございますので、ちょっと強制執行というのが、非常に環境的にはやりづらい方々なのかなという気持ちも実はあります。そこらあたりもあわせて、財産調査等々も行うということも視野に入れながら考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）部長、あのね、結局、できることをやってないんですよ、今まで。

で、生活保護の返還金についても、返還金があるということは、いろんなことがあって、実はお金が残っていったりだとかあるんで、ここはきっちりと調査して、本当にこの方は、調査せな苦しいかどうかってわからないと思うんですよ。でも、少なくとも返還要求するということは、それ以外の何らかの所得があるということになってきますので、できることはすぐやっていかんと、室ができたからどうこうじゃなくて、室ができるまでにせんなんことってあるかと思うんです。ですから、ここはそれまでに、例えば4月1日が本格スタートであるなら、それまでにできることってあるかと思うので、これはもうやってください。お願いします。

時間があまりないので、次行きますけれども、先ほど、督促とかのタイミングがばらばらできていないという答弁いただいたんですけども、これ、名寄せの部分とかかわってくるんですけども、ほんま、私はもうずっと、税と一元管理せなあかんと考えておるほうなんやけど、それはいろんな問題があるので難しい。ただ、他市もやっているんで、これはできることじゃないかなと思います。

要は何を言いたいかといいますと、私債権を一元管理していくということは、まず、いろんなメリットがやっぱりあります。人事異動による事務継承が容易である。債権額の合計で均衡できる。全ての債権に時効中断、執行停止、放棄ができる。充当順位が容易である。実態調査が1回で済むと同時に費用が最小限で抑えられる。債権ごとに督促なり催告の発送をしなくて済む。これはすごいメリットですよ。

先ほど答弁で、一元管理できていない、困難案件についてもわからないとなった場合に、例えば、その債務者が市外に引っ越した場合、ほかの市へ調査かけますわね。これ、今のま

までやったら各課ごとにばらばらで調査かけて、1回当たり850円とか900円要るかと思うんですけども、これが市の中で多重債務になっておったら何回もかかっていく。けど、一元管理したら1回で済む。それに携わる職員も一人で済む。一元管理すれば。これ、メリットだらけやと思うんです。

ですから、やはりここは少なくとも今の中では、私債権の一元管理というのは難しいというのはわかるんですけども、これ、やっていかんと、結局、室つくって落とすためだけになってしまうんじゃないかなというふうに考えます。ですから、新規の契約については今後名寄せするよというのを入れていただけると、9月議会で室長の答弁もいただいていますので、それはできているとして、現状、債権者にどのように同意を求めていくか。これやっていかんと、同じことの繰り返しで余計なお金使っていくことになるんですけども、そのあたりいかがですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）調査等の同意につきましては、既に分納誓約に一文を入れている部署もございます。今後はヒアリング等を行う際に、同意がとれるように対策室において指導をしてみたいと考えます。

いずれにしても、名寄せにつきましては、一元管理ができなければ効果が薄くなると考えておりますので、債権回収対策室の体制の見直しといいますか、そういう形で、一元管理ができないか研究をしたいと思います。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）これ、ほんまできるはずなんですよ。実際、先進地と言われているところ、全部やっていますわね。これをやっていかな結局行革にもならんし、余計な費用かかるし、市の中で、各課で各部署で債権の取り合いになるんですよ。だから、先にこっち

時効あるから取っておかなあかんところが、落としてしまったりということもあるんです。4月1日から始まって、今から見直しとかというよりも、始まってないからこそできることってあるかと思うんです。

これは一本化していく、一元管理していかんと、全く意味のない部署になってしまう。結局、落とすため、条例では私債権、非強制徴収に対しては落としていける、また、市長の専決も12月議会で通したというのもありますし、これ、ほんまに私、民間やったら売掛発生したらどうですか。取りに行くでしょう。市、残してるんですよ。全然ほな平等じゃない。そのあたりについて、きちんとわかりやすい答弁いただきたいんです。はっきり言うて、やるかやらないかというところなんですけども、いかがですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）議員おただしの一元管理についてなんですけども、まず、名寄せするためには、債権回収対策室に移管するのが困難案件と、回収困難案件に限定しております。となれば、困難案件でないところが現課のほうに残ってしまうというのがあります。それをどういうふうにするかというのは、やはり名寄せするということは、全ての債権を対策室に移管して名寄せをするということになりますので、それについては債権回収対策室が時限立法といいますか、時限的な3年間、この後をどういうふうにするかということになってきますので、それについては検討課題だと思います。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）担当課で困難案件、担当課で違うと思うんですよね。だから、Aさんという方が多重債務になっておって、この課では困難や、この課では困難違うとなった場合に、二つの債権ができてしまう。片方は、

仮にですよ、三つぐらい課があって、それは一元的にできたとしても、一つが浮いてしまうかもわからん。じゃあ同じ仕事を二つせんなんなりますわね。

ということは、やはりここは、せめて今の中でいけば私債権しかできないんですけども、そこはきっちり同意とった上で一元管理していかんと、結局、今までと同じことの繰り返し。各課で同じ人にばらばらの仕事をする。ほな全然費用もかかります。これ、督促、催告出すのもお金かかるんですよ。そのあたりを聞きたいんです。ですから、しっかりと、困難案件だけをという、困難案件の基準すらわからないので、Aさんという方はどうなんやろうと調べやんとあかんと思うんですけど、そこ、いかがですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）債権の移管基準というのが既に策定してございます。債権回収対策室への移管基準というのは、督促や催告、納付相談等相当の努力を行っても回収が困難な事案、それから、原則として滞納金額が高額であること、原則として過年度の未収債権があること、それから、支払約束をしても正当な理由もなく履行しないもの、それから、債務者の実際に居住している居宅、勤務先などが調査を尽くしてもわからないもの、それから、保育所保育料、学校給食費については退所等の困難事案であること、公営住宅使用料、再開発住宅使用料、駐車場使用料等の退去者等の困難事案であることというふうに、移管基準を定めております。その移管基準を見直すと。そういう形で一元管理をしている他市の状況も調査の上、できるだけそういうふうな形にできないかというふうなことを研究してまいりたいと思います。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）これはもう4月からス

タートするんですよ。今、12月に通って3カ月調査機関、今、各課ヒアリングされていて、途中経過は出てきているという中で、これ、ほんまに私思うんですけど、きっちりわかっているのかなど。やはり各課、所管課にも100%伝わっていないんじゃないかなという気もするんです。

そやから、これは何べん言うても同じことの繰り返しになるんでやりませんけれども、きっちり調査してもらわんことには、室ができて弁護士も入って動き出した。そやけども、中途半端に片や債権が残ってしまう、こっちは処分、処理できても、片方が残ってしまう可能性もあるんで、そこはもうきっちりやってください。お願いします。

次に、これ、3年間、先ほど時限付きというのもあったんですけども、じゃあこれ、3年過ぎて、この債権なくなりませんわね。これ、どうやっていくんやろうと。一旦3年間である程度きれいになった、ならなあかん。そうなった後に、私は一番最初の一般質問から言ってるのは、税との一元管理なんです。恐らく総務部長は、これ、税と一元管理せなもう調査できやんわと思っているかと、私は勝手に解釈しておるんですけども、この3年過ぎた後、どのように考えていくのか。今、室があるうちに次のことも考えていかんことには前へ進みません。やはり、先進市と言われているところは、税との一元管理をやっています。確かに、個人情報の問題で、いろんなグレーゾーンがあるのは理解しておりますけれども、そのあたりも含めて、3年先、4年目を見据えたことも考えていかならんと思うんですけども、いかがですか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）調査を行うことは差し押さえ等を前提にしており、現状では強制徴収を行える体制、それから、十分なスキ

ルがない状況であります。そこで、債権回収対策室のほうで、そういう裁判とか、そういう強制執行を行うというスキルを磨いていただいて、それから担当課のほうもスキルを向上させるということになります。

一元管理につきましては、議員おただしのおとり、他市の状況を勉強させていただいて、今後の取り組みを考えていきたいと思えます。

○議長（中本正人君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）結局、この室ができて、やっていかんならんことというのは、今まである債権、これもほんまは平等の観点から考えたら、必ず取っていかなあかん。そやけども、もう現実難しい。相当古いのもあつて、実際その債務者がもうどこにおるかわからんというのもあります。そやからこそ、この条例もあり、落とすもんは落としていこう、取れるもんは取っていこう。そして、やはり生

活が厳しい方には、一旦落とした上で、生活保護なりというのがあるかと思うんです。

ただ、スキルを磨いていくのも大事ですけども、やっていかんなんことが今できていないというのが、すごい気になるんですよね。室ができたら、やはり現年度の徴収率というのは私は上がるかと思えます。そこが一番大事になってくるんで、きっちりやってほしい。各課にも、室が音頭とるんやったら音頭とるで、厳しくやっていただかんことには、今までと同じ繰り返しになってしまう。今まで一般質問してきた中でも、私から言わしたらほとんど進んでない。同じことを繰り返してる。これが気になりますので、そこを要望して終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）11番 田中君の一般質問は終わりました。